（機構への事務の委託）

第七条の十二　厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、法第二十二条第八項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、厚生年金保険法第百条の十第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号に掲げる」とあるのは「児童手当法第二十二条第八項の規定により機構に行わせるものとされた」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「児童手当法第二十二条第八項及び児童手当法施行令第七条の十二において準用する前項」と、「第一項各号に掲げる」とあるのは「児童手当法第二十二条第八項の規定による」と読み替えるものとする。

第八条（見出しを含む。）及び第九条中「法第二十二条第三項」を「法第二十二条第九項」に改める。

第十二条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

（健康保険法施行令の一部改正）

第四条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条の二」を「第五十六条」に改める。

第四十四条の二第一項、第五十四条第二項及び第五十六条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第五十六条の二を削る。

第六十一条第一項及び第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十三条及び第六十四条を次のように改める。

（法第二百四条の二第一項の政令で定める事情）

第六十三条　法第二百四条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること。

二　納付義務者が法第二百四条の二第一項に規定する滞納処分等その他の処分（以下「滞納処分等その他の処分」という。）の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。

三　納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四条の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四条の四、第六十四条の五、第六十四条の七、第六十四条の八第一項及び第六十四条の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四　滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

（財務大臣への権限の委任）

第六十四条　厚生労働大臣は、法第二百四条の二第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合においては、次に掲げるものを除き、その全部を財務大臣に委任する。

一　法第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百三十八条の規定による告知

二　法第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百五十三条第一項の規定による滞納処分の執行の停止

三　法第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定による延長

四　法第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第三十六条第一項の規定による告知

五　法第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第五十五条第一項の規定による受託

六　法第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条の規定による免除

七　法第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第百二十三条第一項の規定による交付

八　前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

第六十四条の次に次の十条を加える。

（国税局長又は税務署長への権限の委任に関する厚生年金保険法の規定の読替え）

第六十四条の二　法第二百四条の二第二項の規定により厚生年金保険法第百条の五第六項及び第七項の規定を準用する場合においては、これらの規定中「所在地」とあるのは、「所在地（法第三十四条第一項の適用事業所にあつては、同項の規定により一の適用事業所となつた二以上の事業所又は事務所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所又は事務所の所在地）」と読み替えるものとする。

（国税局長又は税務署長への権限の委任）

第六十四条の三　国税庁長官は、法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第五項の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の事業所の所在地（法第三十四条第一項の適用事業所にあっては、同項の規定により一の適用事業所となった二以上の事業所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所の所在地。次項において同じ。）を管轄する国税局長に委任する。

2　国税局長は、必要があると認めるときは、法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第六項の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の事業所の所在地を管轄する税務署長に委任する。

（機構が収納を行う場合）

第六十四条の四　法第二百四条の六第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第百八十条第二項の規定による督促を受けた納付義務者が保険料等の納付を日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所（次号及び次条第二項において「年金事務所」という。）において行うことを希望する旨の申出があった場合

二　法第百七十二条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた納付義務者が保険料の納付を年金事務所において行うことを希望する旨の申出があった場合

三　法第二百四条の六第二項において準用する厚生年金保険法第百条の十一第二項の規定により任命された法第二百四条の六第一項の収納を行う日本年金機構（以下「機構」という。）の職員（第五号及び第六十四条の九において「収納職員」という。）であって併せて法第二百四条の三第一項の徴収職員として同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項の規定により任命された者（以下この号及び次号において「職員」という。）が、保険料等を徴収するため、前二号に規定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による保険料等の収納を希望した場合

四　職員が、保険料等を徴収するため法第二百四条第一項第十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合

五　前各号に掲げる場合のほか、保険料等の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の保険料等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合